



平成24年12月20日  
内閣府沖縄担当部局

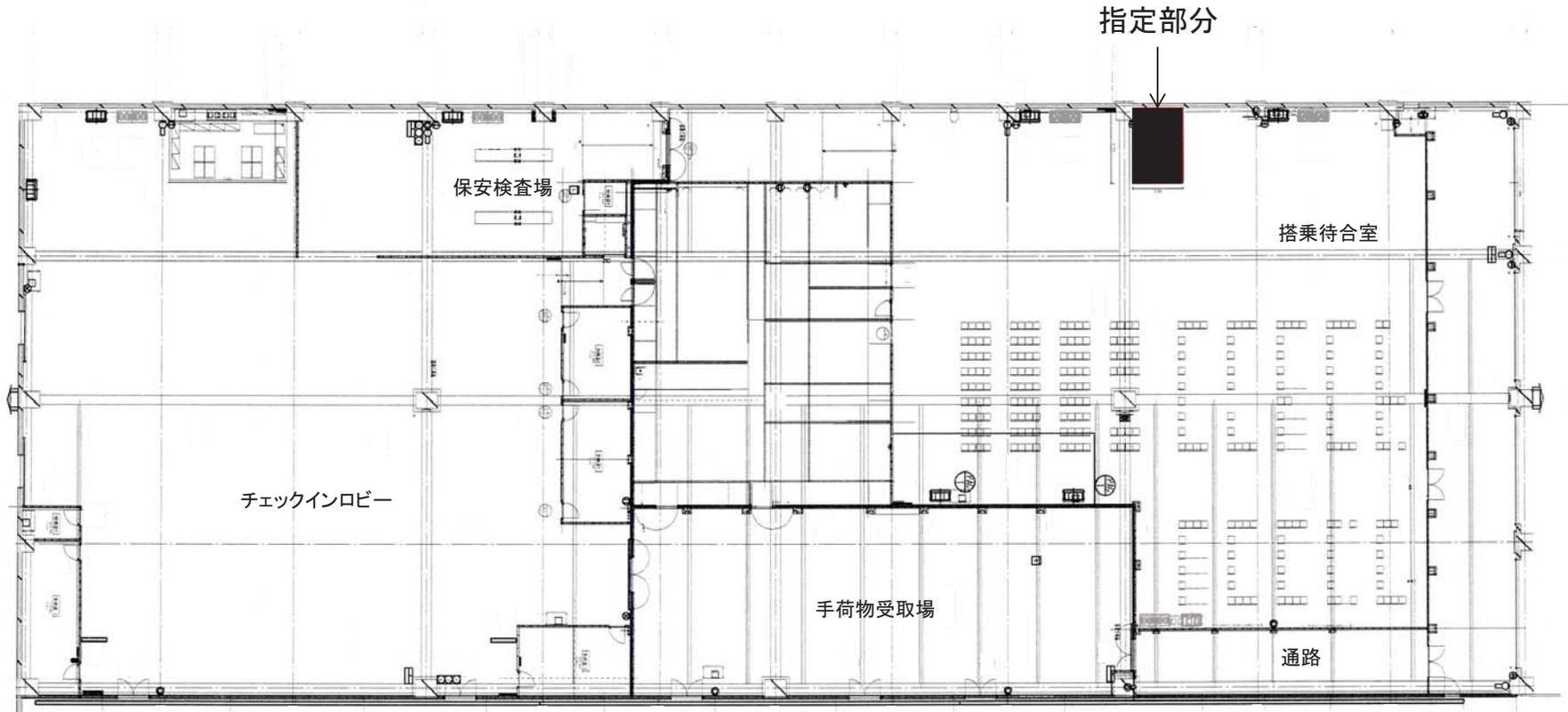
## 沖縄振興特別措置法に基づく旅客ターミナル施設等の指定について

内閣府は、沖縄振興特別措置法第26条の規定に基づく沖縄型特定免税店制度に関して、平成24年12月20日付けで那覇空港LCCターミナル内の引渡場所を下記のとおり指定し、官報により公示したので、お知らせします。

### 記

- 1 所在地  
沖縄県那覇市字鏡水400番地
- 2 指定部分  
那覇空港LCCターミナルの搭乗待合室のうち、別図に示す部分
- 3 指定部分に係る面積  
12.6㎡

【本件問い合わせ先】  
内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付  
企画担当参事官室 岩崎  
電 話：03-3581-0993  
FAX：03-3581-9719



## 那覇空港 L C C ターミナルにおける引渡場所指定の概要

沖縄型特定免税店制度においては、市中店舗（特定販売施設）として「D F S ギャラリー沖縄」が指定されており、同店で購入した免税品は、空路客については那覇空港国内線旅客ターミナル内の引渡場所、海路客については那覇港内の引渡場所での受取りが可能となっている。

一方、那覇空港では、貨物ターミナルの一部を旅客用に改装し、本年 10 月より L C C 専用の旅客ターミナルとして運用開始しており、現在、L C C 2 社が利用しているところ。しかしながら、当該航空会社の旅客は国内線旅客ターミナル内の引渡場所が利用できないため、D F S ギャラリー沖縄の免税品購入ができない状況にある。

L C C = Low-Cost Carrier の略。格安航空会社。

このような状況を受け、今般、L C C ターミナル利用者の利便性を向上させるため、当該ターミナル内に新たに引渡場所が設置されることから、当該引渡場所の指定を行うもの。

### 【関係条文】

沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）

（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため旅客ターミナル施設等

（空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分をいう。以下この条において同じ。）において購入する物品又は提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内にある特定販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。）において購入し旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であって、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、その関税を免除する。

# 沖縄型特定免税店制度

## 背景・必要性

本制度は、沖縄におけるショッピングの魅力を高めるため、国内観光客に対して輸入品の関税を免除

沖縄型特定免税店は多くの観光客に利用され、**沖縄の観光地としての魅力向上に大きく寄与**

ショッピングは沖縄観光の主要な活動内容の一つであり、ショッピングの魅力を向上させ、海外リゾート地との競争力を高めるためにも、本制度が果たす役割は非常に大きい

沖縄観光客の活動内容 1位:観光地めぐり 65.9%、2位:沖縄料理を楽しむ 40.8%、3位:ショッピング 34.1%

## 措置の概要

免税対象:空路で出域する旅客及び海路で出域する旅客

購入場所: 空港内旅客ターミナル施設又は港湾内旅客施設  
観光地形成促進地域内の特定販売施設

対象品目:すべての物品(購入限度額20万円)

面積要件:特定小売施設及び特定飲食施設の合計2,000m<sup>2</sup>以上、  
免税店部分1,000m<sup>2</sup>以上

## 期待される効果

空路・海路による観光客の誘致  
拡大、沖縄ショッピングの魅力向上

観光客の拡大  
観光客1人当たり消費額増加による  
観光収入の増加

### < 指定後の沖縄型特定免税店の運営 >

